

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、外国人（技能実習生、E P Aに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、留学生）の適切な受入れの実施を推進する観点から、それぞれの受入れ状況、円滑な受入れの促進及び不適切事例の発生の防止に関する施策・事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（11）、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 7局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 4事務所（茨城、千葉、兵庫、愛媛）

4 実施時期

平成24年3月～25年4月